

::国連世界観光機関(UNWTO)賛助加盟員(アフィリエイト・メンバー)プログラム::

- 加盟手続(申請用) - ※2019年3月15日時点におけるスケジュール

① 加盟申請者による加盟申請書類のご準備(下記1~3)

1. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) ※下記 URL よりダウンロード可能
 2. UNWTO 憲章及び世界観光倫理憲章同意書(Letter of acceptance) ※下記 URL よりダウンロード可能
URL: <http://affiliatemembers.unwto.org/content/affiliation-procedure>
 3. 政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)
※日本の場合は、観光庁長官からの公式推薦状とする。 ※下段②欄参照
- 加盟申請書類及びプログラムについてのお問い合わせ先
国連世界観光機関(UNWTO) 駐日事務所(一般財団法人アジア太平洋観光交流センター)
Email: info@unwto-ap.org / TEL: 0742-30-3880

② 上記3. 政府観光当局(日本では観光庁)からの公式推薦状の発給依頼については 下記1~3を申請者→観光庁へメール添付で提出 ※提出〆切: 6月14日(金)

1. JTA 推薦状依頼文書(観光庁に参考様式あり)
 2. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) ※上段①欄の1. をPDFにて提出
 3. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) の和訳を提出
(1頁目「3. Description」及び、6頁目「3. Main tourism products」の箇所のみ。形式は任意)
政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)を観光庁にて発行するため、申請書類提出の前に一度、
観光庁担当者による面談を実施します。 (5月中旬~6月上旬実施予定)
※面談時又は面談後に申請書類の記載内容について、観光庁より加盟申請者様へ修正等依頼させていただく
ことがあります。
- 観光庁担当部署(発給については下記の2名宛でメールにてご依頼下さい。)
国土交通省 観光庁国際関係参事官室 電話番号: 03-5253-8922(直通)
Email: 岡田: okada-r2zf@mlit.go.jp 中村: nakamura-m2cq@mlit.go.jp

③ 公式推薦状が発行される場合推薦状は 日本政府からUNWTO本部賛助加盟員 部へ直接送付致します。

※加盟申請者で対応いただく必要はありません。

(観光庁→外務省→在スペイン大使館)

※外務省への提出〆切: 7月9日(火)

④ 加盟申請者は①で準備した1. 申込書、 及び2. 同意書をUNWTO 賛助加盟 員部に提出

(申請者 → UNWTO 賛助加盟部へ1~2
の書類原本を郵送およびEmailで提出)

※提出〆切: 7月31日(水) 必着

⑤ UNWTO 執理事会の「賛助加盟員審査委員会」による仮承認の後、UNWTO 総会による正式承認。加盟申請者に通知書(inclusion letter)及び請求書を送付

※2019年9月9日~13日 第23回 UNWTO 総会 於: ロシア サンクトペテルブルク

・承認後、一週間以内に UNWTO から加盟申請者に通知を送付。承認通知書が届き次第、

UNWTO 賛助加盟員として各種プログラムに参加可能。

・当年12月までの年会費月割按分を請求 年間 2500€

・翌年からは年初に年会費を請求

※承認後申請者は、承認通知書のPDFを観光庁、UNWTO 駐日事務所へそれぞれ送付下さい。